

# 墨田区議会議員の政治倫理 に関する条例

逐条解説

令和4年3月  
墨田区議会

## 目 次

第1条 目的	1
第2条 議会の役割	1
第3条 議員の責務	2
第4条 区民の役割	2
第5条 政治倫理規準	3
第6条 兼業の報告義務	5
第7条 請負契約等の辞退	6
第8条 指定管理者の指定の辞退	7
第9条 調査の請求	7
第10条 議員政治倫理調査特別委員会の設置等	9
第11条 遵守義務違反の審査等	9
第12条 請求代表者及び被請求議員の協力義務	10
第13条 議長による審査結果の通知及び公表	10
第14条 委任	10
付 則	10

(目的)

第1条 この条例は、墨田区議会基本条例（平成30年墨田区条例第46号）

第27条第2項の規定に基づき、区政が区民の厳粛な負託によるものであることに鑑み、その受託者たる墨田区議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）が、区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えるとともに、区民が区政に対する正しい認識及び自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の目的を規定しています。

この条例は、墨田区議会基本条例第27条第2項の規定により条例を制定するものであり、同条第1項の規定の趣旨の下、区民全体の奉仕者である議員の倫理の向上等に係る措置を定めることにより、区民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的としています。

なお、区政の改善に資する提言等は、議員の本来の職務であり、この条例によって妨げられるものではありません。

◆墨田区議会基本条例（抜粋）◆

（議員の政治倫理）

第27条 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

（議会の役割）

第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない。

【解説】

本条は、議会が果たす役割について規定しています。

(議員の責務)

第3条 議員は、法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

2 議員は、自己の地位に基づく影響力を不当に行使して、自己又は特定の者の利益を図ってはならない。

【解説】

議員は、区民との信頼関係を確立するために、次の責務を果たさなければなりません。

- ① 法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈しないこと。
- ② 自己の地位に基づく影響力を不当に行使して、自己又は特定の者の利益を図らないこと。

(区民の役割)

第4条 区民は、議員に対し、次条第1項に規定する政治倫理規準を逸脱するいかなる行為も求めてはならない。

2 区民は、区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目し、議員に対し、説明を求めることができる。

【解説】

この条例の適用対象は、第一義的には区議会議員です。しかし、議員の政治倫理を確立するためには、区民の理解と協力が不可欠です。また、第1条においても、「区民が区政に対する正しい認識及び自覚を持つ」ことをこの条例の目的としています。そこで、区民は、主権者としての自覚を持ち、区政運営へ積極的に参加するために、次の役割を果たすものとしています。

- ① 議員に対して政治倫理規準を逸脱するいかなる行為も求めないこと。
- ② 区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目し、議員に対し、説明を求めるること。

(政治倫理規準)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は区民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。
  - (2) 区民全体の奉仕者として常に人格及び倫理の向上に努め、その権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
  - (3) 区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるもの出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職権を不正に行使するよう働き掛けをしないこと。
  - (4) その権限又は地位を利用して嫌がらせをし、強制し、強要し、若しくは圧力をかける行為をしないこと、又は人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。
  - (5) 政治活動における虚偽の事実の摘示、誹謗中傷の発言若しくは議会報告会、チラシ、ウェブサイト等を利用した情報発信により、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと、又は第三者をして同様の行為をさせないこと。
  - (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
  - (7) 墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の規定に基づく区税及び墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の規定に基づく国民健康保険料の完納又は健全な計画に基づく分納等を誠実に行うこと。
- 2 議員は、前項の規定又は法令、条例等に違反する行為（重大なものに限る。）を行った場合は、速やかに議長に報告しなければならない。
  - 3 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに議会としての対応を協議するものとする。
  - 4 議員は、第1項に規定する政治倫理規準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

【解説】

議員は、第3条に規定する議員の責務を具体化した政治倫理規準を遵守しなければなりません。また、疑惑を持たれた議員は、自らその解明に当たるよう努めなければなりません。

**【政治倫理規準】**

第1号	信用失墜行為の禁止	政治倫理規準の原則的な規定です。なお、本号に該当する行為の代表例を条例施行規程で定めています。
第2号	地位を利用した金品授受の禁止	口利きの報酬、実働のない顧問料等の授受等をいいます。
第3号	不正な影響力の行使の禁止	職員等に対する政治的圧力によって、行政の中立・公正が損なわれないようにするために、広く行政行為一般について、議員の不正な働き掛けを禁じるものです。 公共工事の入札予定価格を担当職員から聞き出すこと、職員の人事に関して議員が介入すること等をいいます。
第4号	人権侵害のおそれのある行為の禁止	議員としての権限又は地位を利用した嫌がらせ等をすることはもちろんのこと、権限又は地位を利用してないハラスメント行為についても、禁じています。
第5号		政治活動における虚偽の事実を摘示すること、情報発信により、他人の名誉を毀損すること等を禁じています。また、第三者をして同様の行為をさせることも禁じています。
第6号	道義的批判を受ける献金の自粛	政治資金規正法等の法令に違反する寄附等だけでなく、違法な寄附等とはいえないが、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けることも禁じています。
第7号	適正な納税義務の履行	区税及び国民健康保険料を完納することはもちろんのこと、万が一滞納等をした場合でも、健全な計画に基づく分納等を誠実に行うこと求めています。

(兼業の報告義務)

第6条 議員は、自ら又は配偶者（内縁関係にある者を含む。次条において同じ。）が、主として収益事業を営む法人等、区の許認可が必要な事業を営む法人等又は区から補助金等を受け、若しくは受けようとする法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いた場合（既に就いている場合を含む。）には、兼業報告書を、速やかに議長に提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

- 2 議長は、前項の規定により提出された兼業報告書を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。
- 3 第1項の兼業報告書の様式は、議長が別に定める。

【解説】

議員は、区民全体の奉仕者として高い倫理規準が課されていることから、議員の兼業等の実態について明らかにすることとしています。なお、本条は、対象を親族企業にまで拡げていますが、このことは、憲法、地方自治法等に違反するものではないと考えています（平成26年5月27日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成24年（オ）888号参照。）。

(請負契約等の辞退)

第7条 議員が役員をし、若しくは経営方針若しくは主要な取引に関与をするなど実質的に経営に携わっている企業又は議員の配偶者が役員をしている企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、区を相手方とする工事若しくは製造の請負、業務の受託又は物品の売買に係る契約締結を辞退し、もって区民に疑惑の念を生じさせないよう努めるものとする。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。

【解説】

本条は、議会が区長と独立の関係であることを規定した墨田区議会基本条例第21条第1項の趣旨を踏まえ、議員が役員等をしている企業に対し、区との契約締結を辞退するよう求めるものです。

なお、「地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、」と規定していることから、契約締結辞退をしなければならないのは、同条で定められた契約の範囲であると考えています。

◆墨田区議会基本条例（抜粋）◆

第21条 議会は、二元代表制の下、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行うことにより、区民等の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければならない。

◆地方自治法（抜粋）◆

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

※ 「主として同一の行為をする法人」 当該地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は地方自治法第142条の「主として同一の行為をする法人」に当たるというべきであるが、右請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務の公正、適性を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるといいうる（昭和62年10月20日／最高裁判所第三小法廷／判決／昭和62年（行ツ）48号）。

(指定管理者の指定の辞退)

第8条 議員は、前条に規定する企業に関する場合、当該企業が地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者とならないよう努めるものとする。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

【解説】

指定管理者による公の施設の管理は、地方自治法上、第92条の2の「請負」には当たらず、また、指定管理者の資格にも法律上の制限はありません。そのため、議員等が役員等をしている企業が指定管理者となつても同法に反するものではありません。しかし、公正な行政執行、議会運営の観点から、原則、当該企業が指定管理者とならないよう努めることとしています。

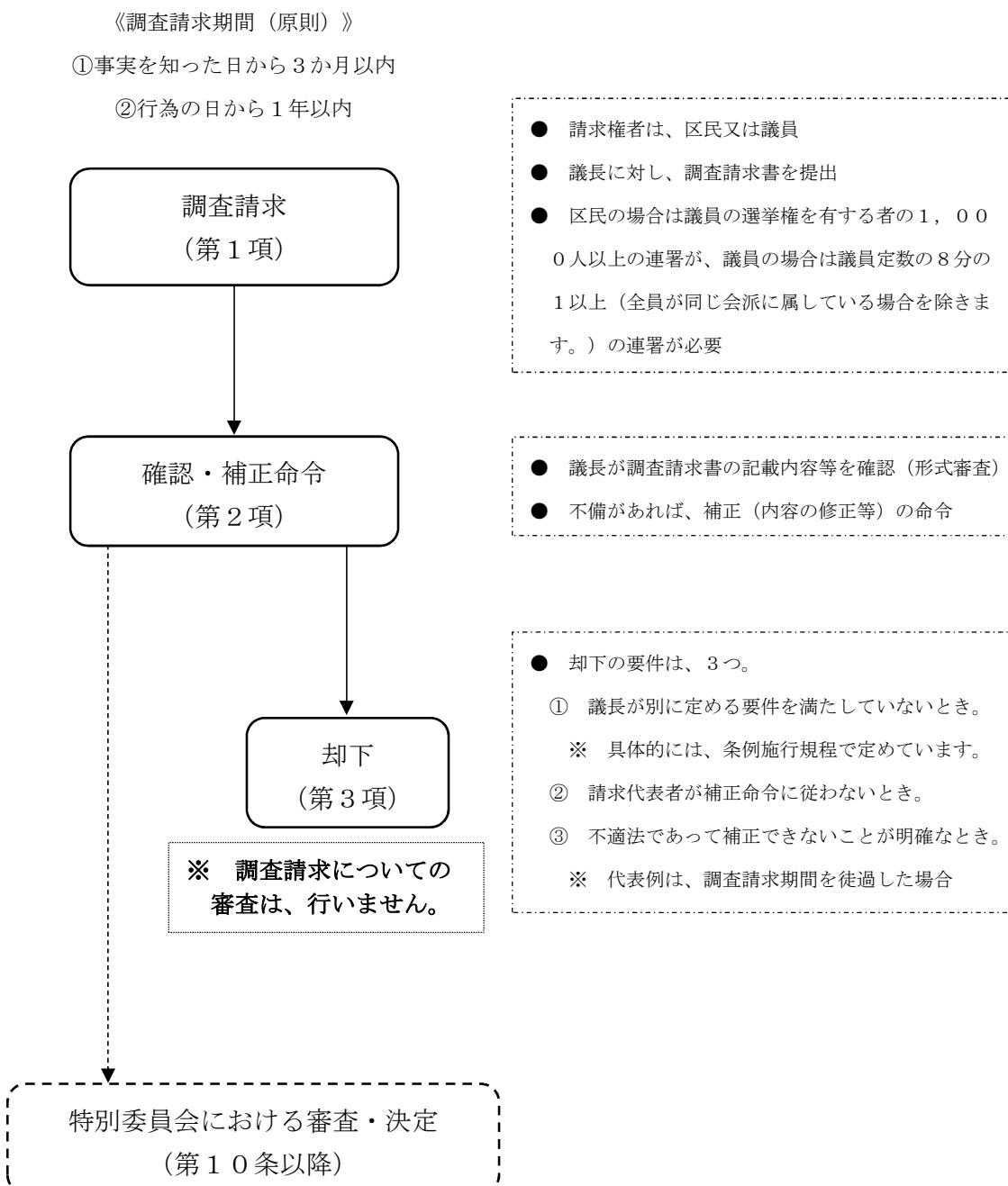
(調査の請求)

第9条 議員が第5条から第8条までの規定に違反し、又は法令若しくはこの条例以外の条例に違反する行為（以下「遵守義務違反行為」という。）をした疑いがあると認めるとときは、区民にあっては議員の選挙権を有する者1,000人以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の8分の1以上（同一の会派等に所属する者のみで構成されている場合を除く。）の者の連署をもって、それぞれの代表者（以下「請求代表者」という。）から、議長に対し、調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。この場合において、請求代表者は、遵守義務違反行為に係る資料を添付した調査請求書を、議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項に規定する調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書類について確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者にその補正を命ずることができる。
- 3 議長は、調査請求が議長が別に定める要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときも、同様とする。
- 4 調査請求は、当該請求に係る行為のあったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。
- 5 調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

## 【解説】

調査請求の手続等は、おおむね次のとおりです。



(議員政治倫理調査特別委員会の設置等)

第10条 議長が前条第2項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、議会の議決により議員政治倫理調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を委員会に付託する。

2 委員会の委員の定数は、8人とする。

【解説】

適正な調査請求がなされた場合は、委員定数を8人とする「議員政治倫理調査特別委員会」を設置し、当該事案の審査を付託します。

(遵守義務違反の審査等)

第11条 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、遵守義務に違反する行為の存否及び必要な措置について審査する。

- 2 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、付託の日から60日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。
- 3 委員会は、調査請求の対象となる議員（以下「被請求議員」という。）に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 委員会が遵守義務違反があると決した場合の被請求議員に対する措置は、次のとおりとする。ただし、2以上の措置を併せて講ずるよう決することを妨げない。
  - (1) 議場における議長の注意
  - (2) 議場における謝罪文の朗読
  - (3) 一定期間の出席停止勧告
  - (4) 議会の特別委員の辞任勧告
  - (5) 議長等の役職辞任勧告
  - (6) 議員の就任する附属機関委員の辞任勧告
  - (7) 議員辞職勧告
- 5 委員会は、遵守義務違反がないと決したときは、被請求議員の名誉を回復する措置を、併せて決定しなければならない。

【解説】

議員政治倫理調査特別委員会の具体的な議事運営については、墨田区議会委員会条例（昭和31年墨田区条例第13号）、墨田区議会会議規則（昭和31年議会規則第1号）等に基づき行います。当該委員会は、最終的に、遵守義務違反の有無及びそれらに応じた措置について決定します。

(請求代表者及び被請求議員の協力義務)

第12条 請求代表者及び被請求議員は、委員会から、審査に必要な資料の提出、委員会への出席、当該審査に係る他方の当事者及び関係人等のプライバシーの保護への配慮その他の協力を求められたときは、これに従わなければならない。

2 委員会の委員長は、請求代表者及び被請求議員が前項の規定による求めを正当な理由なく拒否したとき、又は虚偽の資料の提出若しくは陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。

【解説】

疑惑を持たれた議員は、自らその解明に当たること（第5条第4項）はもちろんのこと、円滑な議事運営のために、委員会の審査に協力することが求められます。また、請求代表者についても、同様に協力が求められます。

(議長による審査結果の通知及び公表)

第13条 議長は、審査事案の審査結果について、議決をした日から7日以内に、当該審査事案の請求をした請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を速やかに公表するものとする。

【解説】

特別委員会の審査結果については、議決をした日から7日以内に公表等することとしています。なお、具体的な公表方法等については、条例施行規程で定めています。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、条例施行規程で定めることとしています。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日です。